

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年6月 27 日

担当	東京労働局労働基準部 監督課長 神子沢 啓司 主任監察監督官 梶山 英之 電話 03 (3512) 1612
----	---

関東運輸局と合同で荷主企業へ要請・周知を行います

～トラック運転者の労働環境改善のための取組～

東京労働局（局長 富田望）では、関東運輸局と合同で荷主企業を訪問し、トラック運転者の労働環境改善に向けた要請・周知を行いますのでお知らせします。

自動車運転者については、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されたところですが、トラック運転者の労働環境は、荷主との取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

このため、東京労働局に設置した荷主特別対策チームの荷主特別対策担当官が、関東運輸局のトラック・物流Gメンと合同で、下記により荷主企業に対する要請・周知を行います（一部撮影可能です）。

記

- 日時 令和7年7月2日（水） 14時00分～15時00分
- 場所 東京都江東区有明四丁目地内（有明埠頭内）
- 要請・周知事項
 - 長時間の恒常的な荷待ち防止
 - 改善基準告示（※）を配慮した発注【発注担当者向け】
 - トラック輸送の「標準的な運賃」の理解・協力

※ 改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めています（平成元年労働省告示第7号）。

4 取材の申込方法

別添の取材申込要領に沿い、令和7年6月30日（月）正午までにメールにて申し込みをお願いします。

お申込み確認後、当日取材に協力いただける荷主企業名、当日の集合場所、集合時刻及び取材時の留意事項等について、当局からメールにてお知らせいたします。

【参考】東京労働局における R7. 4. 1～R7. 6. 20 までのトラック事業者に対する監督指導状況（暫定）

監督指導を実施した事業場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 事業場

● 労働基準関係法令違反が認められた事業場・・・・・・・・・・ 27 事業場

➢ 労働時間に係る違反が認められた事業場・・・・・・・・・・ 13 事業場

● 改善基準告示違反が認められた事業場・・・・・・・・・・ 12 事業場

➢ 最大拘束時間に係る違反が認められた事業場・・・・・・・・ 10 事業場

➢ 休息期間に係る違反が認められた事業場・・・・・・・・・・ 8 事業場

➢ 総拘束時間に係る違反が認められた事業場・・・・・・・・・・ 6 事業場

取材申込要領

東京労働局労働基準部監督課あて

メールアドレス：kantokuka-tokyo13@mhlw.go.jp

令和7年6月30日（月）12:00必着

- 当日に取材を希望するプレス関係者は、必ず事前に東京労働局労働基準部監督課あて、以下によりメール(kantokuka-tokyo13@mhlw.go.jp)にて申込みをお願いします。

メールの件名及び本文には、以下を記載してください。

- 件名（「7/2 関東運輸局との合同要請・周知」としてください。）
- 会社名
- 参加人数
- 連絡先（携帯電話）

- ※ **当日の集合場所、集合時刻、取材時の留意事項等を当局からメールの返信によりご連絡いたします。送信元のメールアドレスとは異なるメールアドレスへの返信を希望される場合は、必ずメールアドレスも記載してください。**

- 駐車スペースの用意ができませんので、公共交通機関等又は周辺の駐停車可能エリアのご利用をお願いします。